

福岡流通団地振興補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡流通団地振興補助金の交付については、この要綱の定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）による。

(目的)

第2条 この要綱は、福岡市東区多の津一丁目、二丁目に立地する都市計画法第8条第1項第13号に規定する流通業務地区（以下「福岡流通センター」という。）内の企業の振興を目的として行われる事業を促進するために交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合をいう。

(2) 団体

法人又は任意団体であって、次のいずれの条件にも該当するものをいう。

- ① 規約、会則等の定めがあること。
- ② 適切な会計処理がなされていること。
- ③ 法人の意志決定が民主的な方法により行われること。
- ④ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
- ⑤ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
- ⑥ 福岡市内に活動の主たる事務所を有していること。

(補助の対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条で定める組合等及び団体であって、福岡流通センター内に事務所を有するものとする。

(補助の対象事業)

第5条 補助金を交付する対象事業は、補助対象者が行う事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 福岡流通センターまつりに関する事業
 - (2) 福岡流通センターの広報に関する事業
 - (3) 福岡流通センター内企業従業員の研修に関する事業
 - (4) その他福岡流通センター内の企業の振興を目的としており、市長が必要と認める事業
- 2 前項に規定する補助の対象となる事業であっても、次の各号に掲げる事業は補助の対象としない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする事業
 - (3) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする事業

(補助の対象経費)

第6条 交付の対象となる経費については、前条に規定する事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費（講師謝礼金等）
 - (2) 需用費（印刷消耗品費・物品購入費等）
 - (3) 役務費（ホームページ管理運営費等）
 - (4) 委託費（流通センターまつり会場設営費、研究調査費等）
 - (5) 使用料及び賃借料（流通センターまつり設備費、研修会場借上料）
 - (6) 備品購入費
 - (7) その他市長が必要と認める経費
- 2 備品購入費については、補助対象経費の10%を超える部分は、当該超える額を補助対象経費から減額する。

(補助の対象期間)

第7条 補助の対象期間は、補助対象事業を開始する日から当該年度末までとする。

(交付する補助金の額)

第 8 条 補助金の額は、交付対象経費の総額の 3 分の 1 以下で予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の千円未満の額は、切り捨てる。

(交付の申請)

第 9 条 市長は、この要綱による補助金の交付を希望する組合等及び団体を公募する。

2 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が指定する日までに、市長に対し福岡流通団地振興補助金交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を延長することができる。

3 前項の市長が指定する日が 4 月中であり、申請者が 4 月 1 日から事業を開始する場合は、申請者が補助対象事業を開始する日より前に福岡流通団地振興補助金交付申請書（様式第 1 号）を提出したものとみなす。

(交付の決定)

第 1 0 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、福岡流通団地振興補助金交付決定通知書（様式第 2 号）によりその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 市長は前項の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の審査等の結果により補助金を交付することが不適当と認めるときは、すみやかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第 1 1 条 前条第 1 項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の通知の内容等に不服があるときは、市長が定める期日までに福岡流通団地振興補助金交付申請取下書（様式第 3 号）を提出し、当該申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第 1 2 条 補助事業者は、第 10 条第 1 項の通知を受けた後に、第 9 条に規定する福岡流通団地振興補助金交付申請書（様式第 1 号）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ福岡流通団地振興補助金変更申請書（様式第 4 号）及び市長が必要と認める書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(調査確認等)

第 1 3 条 第 10 条第 1 項の規定により通知を行った後においては、市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(事業完了届の提出)

第 1 4 条 補助事業者は、当該事業が完了したときには、速やかに福岡流通団地振興事業完了届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 1 5 条 市長は、前条の完了届を受理したときは、当該事業の実施状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき補助金の額を確定し、福岡流通団地補助金確定通知書（様式第 6 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 1 6 条 市長は、第 13 条の調査確認により適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付時期)

第 1 7 条 補助金は、第 15 条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書きの場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(交付の取り消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) 法令もしくはこの要綱に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に対してその返還を命じなければならない。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 改正後のこの要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この改正後の要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、第11条第1項の規定により補助金の交付を受けた補助事業者が市に返還をしなければならない義務を負う場合にあっては、当該義務が履行されるまでの間、当該補助事業者に対して、なお、その効力を有するものとする。

福岡流通団地振興補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名 称

代表者名

印

(電話番号)

福岡流通団地振興補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。補助事業の遂行にあたっては福岡市補助金交付規則及び福岡流通団地振興補助金交付要綱を遵守します。

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者及びその役員が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

関係書類

- 1 申請者の規約等
- 2 申請者の役員名簿（様式 第1号-2）、会員名簿等
- 3 福岡流通団地振興事業の実施計画書等
- 4 福岡流通団地振興事業の収支予算書等
- 5 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる実施計画書等
- 6 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる収支予算書等
- 7 その他必要と認める書類

役員名簿

【団体名：

】

※該当する性別・元号を○で囲んでください。

| 役職名 | 氏名のフリガナ (半角フリガナ、姓と名は半角スペースで分ける) | 氏名 (姓と名は全角スペースで分ける) | 生年月日 | | | | 性別 |
|-----|------------------------------------|------------------------|----------------------|---|---|---|--------------|
| | | | 元号 | 年 | 月 | 日 | |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |
| | | | 大正：T 昭和：S 平成：H | | | | 男性：M 女性：F |

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。
(裏面参照)

補助金交付からの暴力団排除について

(お知らせ)

福岡市では、平成 22 年 7 月に施行した福岡市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。

「福岡流通団地振興補助金」についても、交付要綱を改正し、暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し補助金を交付しない、又は交付決定を取り消す等の措置を行うこととしております。

このため、福岡市では、この補助金の交付決定にあたり、申請される方（事業者）又は申請される団体の役員が暴力団員等でないか福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承願います。

また、申請される方（事業者）又は申請される団体にはこの照会確認に必要な個人情報（法人の場合は、「役員名簿」）の提出をお願いしております。

福岡流通団地振興補助金交付決定通知書

経政 第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡流通団地振興補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額
- 3 補助金交付予定時期及び額
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から15日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡流通団地振興補助金交付要綱の定めを遵守すること。

福岡流通団地振興補助金交付申請取下書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

印

(電話番号)

平成 年 月 日付経政第 号で交付の決定を受けた、福岡流通団地振興補助金について福岡流通団地振興補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の交付を取下げたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助予定金額
- 3 交付決定通知書の受領年月日
- 4 取下理由

福岡流通団地振興補助金変更申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

印

(電話番号)

平成 年 月 日付経政第 号で交付の決定を受けた、福岡流通団地振興補助金にかかる実施計画を次のとおり変更したいので、福岡流通団地振興補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

福岡流通団地振興事業完了届

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

印

(電話番号)

平成 年 月 日付経政第 号で交付の決定を受けた、福岡流通団地振興補助金に係る事業の全部について完了いたしましたので、福岡流通団地振興補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 福岡流通団地振興事業実施報告書等
- 2 福岡流通団地振興事業収支計算書等
- 3 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる実施報告書等
- 4 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる収支計算書等
- 5 支出の確認ができる書類や写真等の写し
- 6 その他事業の実施が確認できる資料等

福岡流通団地振興補助金交付確定通知書

経政 第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長

平成 年 月 日付で完了の届出のあった福岡流通団地振興事業に対する補助金の交付について調査して確認した結果、福岡流通団地振興補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金確定額